

令和 6 年度社会福祉法人指導監査結果報告

1. 定期監査実施件数

所管法人数 (法人)	令和 6 年度 定期監査 実施法人数 (法人)	指摘件数		
		文書指摘件数 (件)	口頭指導件数 (件)	合計
3	2	15	7	22

2. 定期監査における指摘内容

NO	文書指摘内容
1	定款・登記簿に規定する社会福祉事業のうち、「老人介護支援センター」について事業を実施しない場合には、当該事業を削除すること。
根拠法令	【法第 29 条、第 31 条第 1 項】 【組合等登記令】
2	定款変更について所轄庁（市）の認可を受けて行うこと。認可不要とされている事項の変更については、所轄庁への届出を行うこと。
根拠法令	【法第 45 条の 36 第 2 項、第 4 項】 【規則第 4 条】
3	評議員選任・解任会議の議事録が確認できなかった。作成状況を再確認の上、議事録の適切な作成、主たる事業所での 10 年間保管を行い、評議員及び債権者が閲覧できるようにすること。
根拠法令	【法第 39 条】 【経営組織 Q & A 問 4】
4	評議員の就任承諾書の一部について保管が確認できなかった。法人において適切に保管すること。
根拠法令	【法第 39 条】
5	評議員の職に就く者の一部について、欠格事由や反社会的勢力の者でない旨の確認がとれていないため、評議員の就任時に申立書（宣誓書等）の提出を求め、法人で保管すること。
根拠法令	【法第 40 条第 1 項】 【審査基準第 3 の 1 の（6）】
6	評議員会の招集について、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の 1 週間前までに評議員に書面又は電子メール等（評議員の承諾が必要）により通知すること。
根拠法令	【法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人法第 182 条】

7	評議員会の議事録に関して議事録署名人の署名が確認できないものが散見されることから、議事録作成時に署名又は記名押印がなされたものを主たる事業所で10年間保管し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすること。
根拠法令	【法第45条の11第1項】 【規則第2条の15第3項、第4項】
8	理事の職に就く者の一部について、欠格事由や反社会的勢力の者でない旨の確認がとれていないため、理事の就任時に申立書（宣誓書等）の提出を求め、法人で保管すること。
根拠法令	【法第44条第1項により準用される法第40条第1項】 【審査基準第3の1の（6）】
9	理事会を続けて欠席している理事が見受けられるため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することにより欠席者が出ないよう理事会を招集
根拠法令	【審査基準第3の1の（3）】
10	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが分かる書類を確認できなかった。監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録及び監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類を保管すること。
根拠法令	【法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項】
11	理事会の議事録に関して理事長及び監事の署名が確認できないものが散見されることから、議事録作成時に署名又は記名押印がなされたものを主たる事業所で10年間保管し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすること。
根拠法令	【法第45条の14第6項、第45条の15第1項】
12	委託契約などの契約手続において、経理規程を遵守すること。
根拠法令	【留意事項1の（4）】
13	資産の総額について、最新情報に変更登記されていない。会計年度終了後3か月以内に変更登記をすること。
根拠法令	【組合等登記令】
14	監事の役割として「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」をそれぞれ選任すること。
根拠法令	【法第44条の第5項】
15	評議員会の開催にあたって、理事会で評議員会招集事項の決議 後招集通知を発送すること。また、理事会開催から評議員会開催までの期間を中14日間空けて開催すること。
根拠法令	【法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12】

NO	口頭指導内容
1	職員の任免に関して、施設長などの「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議によって決定される必要があるため、その範囲を定款又はその他の規定等において明確に定めておくこと。
根拠法令	【法第45条の13第4項第3号】
2	職員の任免は法人の規定等に基づき適切に行われる必要があるため、その手続等について規定等で明確に定めておくこと。
根拠法令	【法第45条の13第4項第5号】
3	法人印（実印）の管理について、明確な管理規定を定めること。
根拠法令	【入札通知】 【徹底通知5（2）ウ、（6）エ】
4	法人の代表者について、期限を超過して変更登記がされている。理事長選任後2週間以内に変更登記をすること。
根拠法令	【法第29条】 【組合等登記令】
5	現状では、法人ホームページ若しくはWAM NETに法人情報が掲載されているが、掲載情報の誤り（添付された定款の年度誤り）、法人ホームページへのリンク切れなどについて修正すること。また、今後は常に最新の情報への更新を行うこと。
根拠法令	【法第59条の2】 【規則第10条】
6	法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行うよう努めること。
根拠法令	【法第78条第1項】
7	苦情解決の仕組みに積極的に取り組むとともに、苦情解決の結果をインターネットや事業報告書等で公表すること。
根拠法令	【法第82条】